



宮 崎 県 公 報

平成29年9月14日(木曜日) 第 2929 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 41,700 円

目 次

告 示	頁
○生活保護法に基づく施術者の指定…………… (福祉保健課) 1	
○指定障害児通所支援事業者の指定…………… (障がい福祉課) 1	
○土砂災害警戒区域の指定 (2件)…………… (砂防課) 1	
○土砂災害特別警戒区域の指定 (2件)…………… (“) 3	
公 告	
○大規模小売店舗の変更に關する届出に対する市 町村の意見 (2件)…………… (商工政策課) 5	
○土地改良区の役員の就退任の届出 (2件)…………… (農村整備課) 5	
○入札公告…………… 6	
○落札者等の公告…………… 7	
病院局公告	
○落札者等の公告…………… 8	
公安委員会公告	
○警備員指導教育責任者講習の実施について…………… 8	
選挙管理委員会告示	
○政党その他の政治団体の設立、異動及び解散の 届出…………… 8	
○解散した政治団体の収支報告書の要旨…………… 10	
○選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3 分の1の数…………… 11	
○選挙区における選挙権を有する者の総数の3分 の1の数…………… 11	

告 示

宮崎県告示第 522号

生活保護法(昭和25年法律第 144号)第55条第 1 項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に關する法律(平成 6 年法律第30号)第14条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる者を次のとおり指定した。

平成29年9月14日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
上利拓哉 (てるはの杜整骨院)	東諸県郡綾町大字北保 428- 1	平成29年8月21日

宮崎県告示第 523号

児童福祉法(昭和22年法律第 164号)第21条の 5 の 3 第 1 項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者の指定をした。

平成29年9月14日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

事 業 所 番 号	指 定 障 害 児 通 所 支 援 事 業 所		指 定 障 害 児 通 所 支 援 事 業 者		指 定 年 月 日	事 業 等 の 種 類
	名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の所在地		
4550300190	はーとランド	延岡市古川町57-1	有限会社はーと介護	延岡市古川町50番地5	平成29年9月1日	児童発達支援

宮崎県告示第 524号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に關する法律(平成12年法律第57号)第 7 条第 1 項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成29年9月14日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

市町村名	地 区 名	土砂災害警戒区域の溪流番号又は箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
延 岡 市	カシ谷川	10- 203- 1 - 073	土 石 流
	右松山谷川	10- 203- 1 - 074	土 石 流
	平田町(1)	10- 203- 3 - 013	土 石 流
	奥巻谷川	10- 427- 1 - 001	土 石 流

武平谷川	10- 427- 1 - 002	土 石 流	高野第15	II - 1 - 7634	急傾斜地の崩壊
矢立谷川	10- 427- 2 - 001	土 石 流	高野第16	II - 1 - 7635	急傾斜地の崩壊
矢立谷川- 新①	10- 427- 2 - 001 -新①	土 石 流	荒 茂	II - 1 - 7865	急傾斜地の崩壊
矢立谷川- 新②	10- 427- 2 - 001 -新②	土 石 流	落 水 山	II - 1 - 7868	急傾斜地の崩壊
上祝子沢川	10- 427- 2 - 002	土 石 流	落水山-新 ①	II - 1 - 7868-新①	急傾斜地の崩壊
下祝子谷川	10- 427- 2 - 005	土 石 流	萱 場 - 3	II - 1 - 7869	急傾斜地の崩壊
高野第 1	I - 1 - 1525	急傾斜地の崩壊	橋場向- 2	II - 1 - 7870	急傾斜地の崩壊
高野第 2	I - 1 - 1526	急傾斜地の崩壊	弓 弦	II - 1 - 7871	急傾斜地の崩壊
高野第 3	I - 1 - 1527	急傾斜地の崩壊	弓弦-新①	II - 1 - 7871-新①	急傾斜地の崩壊
高野第 4	I - 1 - 1528	急傾斜地の崩壊	弓弦-新②	II - 1 - 7871-新②	急傾斜地の崩壊
舞 野	I - 1 - 1531	急傾斜地の崩壊	オヤブ山	II - 1 - 7873	急傾斜地の崩壊
舞野-新①	I - 1 - 1531-新①	急傾斜地の崩壊	オヤブ山- 新①	II - 1 - 7873-新①	急傾斜地の崩壊
舞野-新②	I - 1 - 1531-新②	急傾斜地の崩壊	オヤブ山- 新②	II - 1 - 7873-新②	急傾斜地の崩壊
舞野-新③	I - 1 - 1531-新③	急傾斜地の崩壊	クーチ谷- 1	II - 1 - 7875	急傾斜地の崩壊
舞野第 2	I - 1 - 2166	急傾斜地の崩壊	クーチ谷- 1-新①	II - 1 - 7875-新①	急傾斜地の崩壊
高野第 5	I - 1 - 3561	急傾斜地の崩壊	亭 中 II	II - 1 - 7876	急傾斜地の崩壊
舞野第 3	I - 1 - 3596	急傾斜地の崩壊	南 方	II - 2 - 0411	急傾斜地の崩壊
橋場 - 1	I - 1 - 3709	急傾斜地の崩壊	小 岩 屋	II - 2 - 0430	急傾斜地の崩壊
上 祝 子	I - 2 - 0086	急傾斜地の崩壊	上ヒグリー 2	II - 2 - 0431	急傾斜地の崩壊
舞野第 5	I - 2 - 0237	急傾斜地の崩壊	クーチ谷- 2	II - 2 - 0432	急傾斜地の崩壊
橋場向- 1	I - 2 - 0258	急傾斜地の崩壊	クーチ谷- 2-新①	II - 2 - 0432-新①	急傾斜地の崩壊
高野第 6	II - 1 - 7422	急傾斜地の崩壊			
高野第 7	II - 1 - 7423	急傾斜地の崩壊			
舞野第 6	II - 1 - 7445	急傾斜地の崩壊			
高野第 10	II - 1 - 7451	急傾斜地の崩壊			
高野第10- 新①	II - 1 - 7451-新①	急傾斜地の崩壊			

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び延岡土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成29年9月14日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害警戒区域の溪流番号又は箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	
高千穂町	旧切畑川3	11-441-2-019	土石流	
	旧切畑川2	11-441-2-020	土石流	
	旧切畑川1	11-441-2-021	土石流	
	狐石-2-新①	II-1-7988-新①	急傾斜地の崩壊	
	狐石-3	II-1-7989	急傾斜地の崩壊	
	狐石-3-新①	II-1-7989-新①	急傾斜地の崩壊	
	川添-1	II-1-7990	急傾斜地の崩壊	
	川添-2	II-1-7992	急傾斜地の崩壊	
	川添-3	II-1-7993	急傾斜地の崩壊	
	川添-3-新①	II-1-7993-新①	急傾斜地の崩壊	
	川添-3-新②	II-1-7993-新②	急傾斜地の崩壊	
	日之影町	境の谷川	11-442-2-049	土石流
		白石川	11-442-2-050	土石流
戸川(1)		I-1-1934	急傾斜地の崩壊	
男 淵		I-1-1936	急傾斜地の崩壊	
男淵-新①		I-1-1936-新①	急傾斜地の崩壊	
戸川-1		I-1-3771	急傾斜地の崩壊	

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県土木整備部砂防課及び西臼杵支庁土木課に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第526号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法

律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

平成29年9月14日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害特別警戒区域の溪流番号又は箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
延岡市	カシ谷川	10-203-1-073	土石流
	右松山谷川	10-203-1-074	土石流
	平田町(1)	10-203-3-013	土石流
	奥巻谷川	10-427-1-001	土石流
	武平谷川	10-427-1-002	土石流
	矢立谷川	10-427-2-001	土石流
	矢立谷川-新①	10-427-2-001-新①	土石流
	矢立谷川-新②	10-427-2-001-新②	土石流
	上祝子沢川	10-427-2-002	土石流
	下祝子谷川	10-427-2-005	土石流
	高野第1	I-1-1525	急傾斜地の崩壊
	高野第2	I-1-1526	急傾斜地の崩壊
	高野第3	I-1-1527	急傾斜地の崩壊
	舞野	I-1-1531	急傾斜地の崩壊
	舞野-新①	I-1-1531-新①	急傾斜地の崩壊
	舞野-新②	I-1-1531-新②	急傾斜地の崩壊
	舞野-新③	I-1-1531-新③	急傾斜地の崩壊
	舞野第2	I-1-2166	急傾斜地の崩壊
	高野第5	I-1-3561	急傾斜地の崩壊
	舞野第3	I-1-3596	急傾斜地の崩壊
橋場-1	I-1-3709	急傾斜地の崩壊	

上 祝 子	I - 2 - 0086	急傾斜地の崩壊
舞野第 5	I - 2 - 0237	急傾斜地の崩壊
橋場向 - 1	I - 2 - 0258	急傾斜地の崩壊
高野第 6	II - 1 - 7422	急傾斜地の崩壊
高野第 7	II - 1 - 7423	急傾斜地の崩壊
舞野第 6	II - 1 - 7445	急傾斜地の崩壊
高野第 10	II - 1 - 7451	急傾斜地の崩壊
高野第 10 - 新①	II - 1 - 7451 - 新①	急傾斜地の崩壊
高野第 15	II - 1 - 7634	急傾斜地の崩壊
高野第 16	II - 1 - 7635	急傾斜地の崩壊
荒 茂	II - 1 - 7865	急傾斜地の崩壊
落 水 山	II - 1 - 7868	急傾斜地の崩壊
落水山 - 新①	II - 1 - 7868 - 新①	急傾斜地の崩壊
萱 場 - 3	II - 1 - 7869	急傾斜地の崩壊
橋場向 - 2	II - 1 - 7870	急傾斜地の崩壊
弓 弦	II - 1 - 7871	急傾斜地の崩壊
弓弦 - 新①	II - 1 - 7871 - 新①	急傾斜地の崩壊
弓弦 - 新②	II - 1 - 7871 - 新②	急傾斜地の崩壊
オヤブ山	II - 1 - 7873	急傾斜地の崩壊
オヤブ山 - 新①	II - 1 - 7873 - 新①	急傾斜地の崩壊
オヤブ山 - 新②	II - 1 - 7873 - 新②	急傾斜地の崩壊
クーチ谷 - 1	II - 1 - 7875	急傾斜地の崩壊
クーチ谷 - 1 - 新①	II - 1 - 7875 - 新①	急傾斜地の崩壊
亭 中 II	II - 1 - 7876	急傾斜地の崩壊

南 方	II - 2 - 0411	急傾斜地の崩壊
小 岩 屋	II - 2 - 0430	急傾斜地の崩壊
上ヒグリ - 2	II - 2 - 0431	急傾斜地の崩壊
クーチ谷 - 2	II - 2 - 0432	急傾斜地の崩壊
クーチ谷 - 2 - 新①	II - 2 - 0432 - 新①	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び延岡土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 527号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

平成29年9月14日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地 区 名	土砂災害特別警戒区域の渓流番号又は箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
高千穂町	旧切畑川 3	11 - 441 - 2 - 019	土 石 流
	旧切畑川 2	11 - 441 - 2 - 020	土 石 流
	旧切畑川 1	11 - 441 - 2 - 021	土 石 流
	狐石 - 2 - 新①	II - 1 - 7988 - 新①	急傾斜地の崩壊
	狐石 - 3	II - 1 - 7989	急傾斜地の崩壊
	狐石 - 3 - 新①	II - 1 - 7989 - 新①	急傾斜地の崩壊
	川添 - 1	II - 1 - 7990	急傾斜地の崩壊
	川添 - 2	II - 1 - 7992	急傾斜地の崩壊
	川添 - 3	II - 1 - 7993	急傾斜地の崩壊
	川添 - 3 - 新①	II - 1 - 7993 - 新①	急傾斜地の崩壊
	川添 - 3 - 新②	II - 1 - 7993 - 新②	急傾斜地の崩壊

日之影町	境の谷川	11- 442- 2 - 049	土 石 流
	白石川	11- 442- 2 - 050	土 石 流
	戸川(1)	I - 1 - 1934	急傾斜地の崩壊
	男 湊	I - 1 - 1936	急傾斜地の崩壊
	男湊一新①	I - 1 - 1936- 新①	急傾斜地の崩壊
	戸川 - 1	I - 1 - 3771	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び西臼杵支庁土木課に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第8条第1項の規定により、日向市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成29年9月14日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
財光寺ショッピングセンター
日向市大字財光寺3247外
- 2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日
法第6条第1項の規定による届出
大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更
平成29年4月21日
- 3 意見の概要
意見なし
- 4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間
(1) 場所
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
(2) 期間
平成29年9月14日から平成29年10月16日まで

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第8条第1項の規定により、日向市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成29年9月14日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
財光寺ショッピングセンター
日向市大字財光寺3247外
- 2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日
法第6条第2項の規定による届出
大規模小売店舗内の店舗面積の合計の変更並びに大規模小売店

舗の施設の配置及び運営方法に関する事項の変更

平成29年4月21日

3 意見の概要

意見なし

4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

平成29年9月14日から平成29年10月16日まで

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、上方土地改良区(えびの市)の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成29年9月14日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	市 来 洋 一 郎	えびの市大字原田3821番地
理 事	東 田 信 一	えびの市大字上江 157番地 6
理 事	眞 方 繁 光	えびの市大字大河平1842番地
理 事	谷 口 道 春	えびの市大字大河平1565番地
理 事	宮 崎 静 平	えびの市大字杉水流 198番地 5
理 事	松 元 丈 男	えびの市大字原田2605番地 1
理 事	奥 松 末 芳	えびの市大字原田1323番地 口
理 事	川 野 篤 男	えびの市大字前田 135番地 2
理 事	岩 元 浩 善	えびの市大字杉水流 599番地
理 事	大平落 住 雄	えびの市大字原田2392番地
理 事	大正水流 義則	えびの市大字坂元 624番地 2
理 事	原 田 文 吾	えびの市大字杉水流 2 番地
理 事	石 坂 栄 次	えびの市大字原田1597番地
監 事	宮 野 郁 二	えびの市大字杉水流 704番地
監 事	朝 留 吉 秀	えびの市大字原田3614番地 3
監 事	朝 稲 義 則	えびの市大字原田2071番地

(任期：平成31年4月6日まで)

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	市 来 洋一郎	えびの市大字原田3821番地
理 事	東 田 信 一	えびの市大字上江 157番地 6
理 事	眞 方 繁 光	えびの市大字大河平1842番地
理 事	谷 口 道 春	えびの市大字大河平1565番地
理 事	宮 崎 静 平	えびの市大字杉水流 198番地 5
理 事	松 元 丈 男	えびの市大字原田2605番地 1
理 事	奥 松 末 芳	えびの市大字原田1323番地ロ
理 事	川 野 篤 男	えびの市大字前田 135番地 2
理 事	岩 元 浩 善	えびの市大字杉水流 599番地
理 事	大平落 住 雄	えびの市大字原田2392番地
理 事	大木場 和 年	えびの市大字原田1972番地
理 事	大正水流 義則	えびの市大字坂元 624番地 2
理 事	原 田 文 吾	えびの市大字杉水流 2 番地
監 事	宮 野 郁 二	えびの市大字杉水流 704番地
監 事	朝 留 吉 秀	えびの市大字原田3614番地 3
監 事	朝 稲 義 則	えびの市大字原田2071番地

土地改良法 (昭和24年法律第 195号) 第18条第16項の規定により、大河平土地改良区 (えびの市) の役員 の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成29年9月14日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	木 下 喜 一	えびの市大字大河平2827番地 3
理 事	栗 屋 和 徳	えびの市大字大河平2546番地
理 事	的 場 美智明	えびの市大字大河平2709番地
理 事	溝 口 嘉 秀	えびの市大字大河平2402番地 1

理 事	春 口 悟	えびの市大字大河平3547番地 1
監 事	田 中 雄 策	えびの市大字大河平2317番地
監 事	吐 師 伸次郎	えびの市大字原田 166番地 2

(任期：平成31年5月9日まで)

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	木 下 喜 一	えびの市大字大河平2827番地 3
理 事	栗 屋 和 徳	えびの市大字大河平2546番地
理 事	的 場 美智明	えびの市大字大河平2709番地
理 事	溝 口 嘉 秀	えびの市大字大河平2402番地 1
理 事	平 岡 和 政	えびの市大字大河平3498番地
監 事	田 中 雄 策	えびの市大字大河平2317番地
監 事	吐 師 伸次郎	えびの市大字原田 166番地 2

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

平成29年9月14日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 競争入札に付する事項

- (1) 借入物品及び数量 L A N用端末機器等一式
- (2) 借入物品の特質等 仕様書による。
- (3) 契約期間 平成30年3月1日から平成35年2月28日
日まで
- (4) 納入場所 仕様書による。
- (5) 入札方法 (1)の借入物品について入札を実施する

。入札金額は、調達内容に係る一切の諸経費を含めた額とし、賃貸借料 (保守料を含む。) の一月当たりの単価に契約期間月数を乗じた金額を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に 100分の 8 に相当する金額を加算した金額 (1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額) をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 契約に係る特約事項

- (1) この競争入札に係る契約 (以下「本件契約」という。) は、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例 (平成17年宮崎県条例第81号) 第2条第1項第1号の規定による契約であり、県は、上記1の(3)の契約期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。

- ア 本件契約の相手方がその責めに帰すべき理由により本件契約に違反した場合
- イ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以降において本件契約に係る県の歳出予算が減額又は削除された場合
- (2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。
- 3 競争入札に参加する者に必要な資格
- この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。
- (1) 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱(昭和46年宮崎県告示第93号)に基づき競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。ただし、同要綱に基づく指名停止期間の決定を受けている者でないこと。
- (2) 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。
- (3) 納入する物品の機能が仕様を満たし、当該物品を確実に設置、設定できると認められる者であること。
- (4) 本件の借入物品について、保守、点検、修理、部品の提供等のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者であること。
- (5) 納入する物品を第三者をして貸付けしようとする者にとっては、当該物品を自ら貸付けできる能力を有するとともに、第三者をして貸付けできる能力を有することを証明した者であること、又は(2)~(4)を履行できる者と共同して当該物品を貸し付けることが可能であることを証明した者であること。
- (6) 経営者等(法人にあっては役員又は支社、支店若しくは営業所の代表者、個人にあってはその者又は支社、支店若しくは営業所の代表者をいう。)が、暴力団関係者(暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この項において同じ。)又は暴力団(同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。)若しくは暴力団員と交わりを持つ者をいう。)である者又は暴力団若しくは暴力団員が経営を支配し、若しくは利用している者でないこと。
- (7) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (8) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て(以下これらを「申立て」という。)がなされてない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていない者とする。
- 4 入札参加資格等の審査
- 入札に参加しようとする者は、入札説明書に定める競争入札参加資格審査申請書に必要書類を添付して次の場所に提出しなければならない。
- なお、入札者は、当該書類について説明を求められたときはこれに応じなければならない。
- (1) 提出場所 宮崎県警察本部警務部会計課用度係
宮崎市旭1丁目8番28号 郵便番号 880-8509
電話番号0985(31)0110
- (2) 提出期間 平成29年9月14日(木)から平成29年10月20日(金)まで
(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)

- (3) 提出方法 持参又は送付(郵送にあつては、書留郵便に限る。)により提出すること。
- (4) 審査結果の通知 入札参加資格の審査結果は、平成29年10月27日(金)までに通知する。
- 5 契約条項を示す場所及び期間
- (1) 場所 宮崎県警察本部警務部会計課用度係
- (2) 期間 平成29年9月14日(木)から平成29年10月31日(火)まで
(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)
- 6 入札説明書及び仕様書の交付
- (1) 場所 宮崎県警察本部警務部会計課用度係
- (2) 期間 平成29年9月14日(木)から平成29年10月20日(金)まで
(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)
- 7 入札及び開札の場所及び日時
- (1) 場所 宮崎県警察本部1階102会議室
- (2) 日時 平成29年11月1日(水)午前10時00分
- 8 入札保証金
宮崎県財務規則第100条の規定による。
- 9 入札の無効に関する事項
宮崎県財務規則第125条に規定する入札は、無効とする。
- 10 落札者の決定の方法
予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。
- 11 契約に関する事務を担当する部署
宮崎県警察本部警務部会計課用度係 宮崎市旭1丁目8番28号
郵便番号 880-8509 電話番号0985(31)0110
- 12 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 13 その他
- (1) この競争入札による調達は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
- (3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。
- 14 Summary
- (1) Nature and quantity of the product to be purchased:
Personal computer system, 1 sets
- (2) Time limit for tender 10:00 a.m. 1 November, 2017
- (3) Contact point for the notice: Finance Division, Miyazaki Prefectural Police Headquarters, 1-8-28 Asahi, Miyazaki City, Miyazaki Pref. 880-8509 Japan. TEL:0985-31-0110

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。
平成29年9月14日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 落札に係る調達物件及び予定使用電力量
宮崎県庁本庁舎(本館(附属棟を含む。))及び1号館)で使用する電気 1,777,240 kWh
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

- 宮崎県総務部総務課 宮崎市橋通東 2 丁目10番 1 号
- 3 落札者を決定した日
平成29年 8 月24日
- 4 落札者の氏名及び住所
丸紅新電力株式会社 東京都中央区日本橋 2 丁目 7 番 1 号
- 5 落札金額
28,647,768円
- 6 一般競争入札の公告を行った日
平成29年 7 月13日

病院局公告

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成29年 9 月14日
県立延岡病院長 柳 邊 安 秀

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
生化学検査システム 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
県立延岡病院医事・経営企画課財務担当
延岡市新小路 2 丁目 1 番地10
- 3 落札者を決定した日
平成29年 8 月10日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社朝日サイエンス
宮崎市大字本郷北方2488番地18
- 5 落札金額
83,700,000円
- 6 一般競争入札の公告を行った日
平成29年 6 月29日

公安委員会公告

宮崎県公安委員会公告第27号

警備業法（昭和47年法律第 117号）第22条第 2 項に規定する警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

平成29年 9 月14日
宮崎県公安委員会委員長 江 藤 利 彦

- 1 講習の種類、警備業務の区分、実施日及び定員

講習の種類	警備業務の区分	講習の実施日	定員
追加取得講習	4号警備業務	平成29年12月11日（月）から同月12日（火）まで	15人

- 2 講習の対象者
講習の対象者は、受講申込みする当該警備業務区分以外の区分の資格者証又は講習修了証明書を有する者で、かつ、受講申込みを行う日において、最近 5 年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して 3 年以上である者とする。
- 3 講習の場所
宮崎市学園木花台西 2 丁目 4 番地 3
宮崎県技能検定センター
電話0985-58-1570
- 4 受講申込書の提出方法等

- (1) 提出先
受講申込者の住所地を管轄する警察署とする。ただし、受講申込者が警備員である場合は、その属する営業所の所在地を管轄する警察署でも良いこととする。

- (2) 提出日時

警備業務の区分	提出日時
4号警備業務	平成29年10月30日（月）から11月10日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで。

- (3) 提出方法

提出は、申込者本人によることを原則とするが、申込者が警備員であって、その属する営業所の従業員に委任状を託しての代理申込みについては認める。郵送による申込みは認めない。

- (4) 提出書類等

ア 受講申込書（受講申込者の写真（申請前 6 月以内に撮影した縦 3.0センチメートル、横 2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景のもの）を貼り付けたもの）

イ 資格者証又は講習修了証明書の写し

ウ 当該警備業務の区分に係る警備業務従事証明書及び履歴書

- 5 手数料

受講申込時、次表の手数料に相当する額の宮崎県収入証紙により納入すること。

講習の種類	警備業務の区分	手数料
追加取得講習	4号警備業務	10,000円

納入された手数料は、受講辞退その他いかなる場合にも返還しない。

- 6 その他

(1) 受講申込みの受付が終了後、その旨、一般社団法人宮崎県警備業協会（代表電話0985-28-0518）に連絡すること。

(2) この講習の実施に際して収集する個人情報、この講習に関する目的以外には使用しない。

(3) 本件に関する問合せは、宮崎県警察本部生活安全部生活環境課警備係（代表電話0985-31-0110）に行うこと。

選挙管理委員会告示

宮崎県選挙管理委員会告示第39号

政治資金規正法（昭和23年法律第 194号）第 6 条第 1 項、第 7 条第 1 項及び第17条第 1 項の規定により、政党その他の政治団体から設立、異動及び解散の届出があったので、同法第 7 条の 2 第 1 項及び第17条第 3 項の規定により、次のとおり告示する。

平成29年 9 月14日

宮崎県選挙管理委員会委員長 吉 瀬 和 明

- 1 設立届

○その他の政治団体

（イ）国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
延岡の未来をつくる会	佐藤 勝造	都倉 保博	延岡市平田町2349番地1	平成29年7月7日
希望の風	有村 健	馬場 祐治	都城市金田町2349-5	平成29年7月31日
新しい高原をつくる会	丸山 敏彦	齊藤 和男	西諸県郡高原町大字広原4946-221	平成29年8月10日
野辺俊郎後援会	野辺 俊郎	野辺 俊郎	串間市大字奈留1698番地	平成29年9月4日

2 異動届

○政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
自由民主党木城町支部	黒木 泰三	主たる事務所の所在地	児湯郡木城町大字川原1250	児湯郡木城町大字椎木5113-4	平成29年8月28日
		代表者	黒木 泰三	後藤 和実	
自由民主党三股支部	池辺 美紀	主たる事務所の所在地	北諸県郡三股町長田5268	北諸県郡三股町蓼池3483番地1	平成29年8月28日
		代表者	池辺 美紀	福永 廣文	

○その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
宮崎県石油政治連盟	浜田 恭郎	会計責任者	岩切 紀幸	中平 重利	平成29年5月22日
宮崎県歯科医師連盟日南支部	河野 恭明	代表者	河野 恭明	日高 健次	平成29年6月16日
		会計責任者	日高 健次	森 雅弘	
宮崎県農民連盟	福良 公一	代表者	福良 公一	森 永利幸	平成29年6月30日
チェンジ宮崎	小野 晋太郎	代表者	小野 晋太郎	下湯 一弘	平成29年7月1日
まつくぼみつえ後援会	松窪 貞夫	政治団体の名称	まつくぼみつえ後援会	まつくぼミツエ後援会	平成29年7月12日
こうづま経信後援会	村原 國雄	政治団体の名称	こうづま経信後援会	高妻つねのぶ後援会	平成29年7月14日
		主たる事務所の所在地	西諸県郡高原町大字西麓42番地3	西諸県郡高原町大字西麓610番地	平成29年8月8日
宮崎県歯科医師連盟	重城 正敏	会計責任者	松田 浩之	池田 昌嗣	平成29年7月22日
宮崎県獣医師連盟	井手口 秀夫	代表者	井手口 秀夫	足利 忠敬	平成29年7月26日
		会計責任者	大和田 孝二	井手口 秀夫	
幸福実現党宮崎第二選挙区支部	河野 一郎	主たる事務所の所在地	延岡市松原町1丁目2-17 大川原整骨院内	延岡市伊形町5175番地5 ファーストハイツC 203	平成29年7月28日
遠目塚文美後援会	黒木 利裕	代表者	黒木 利裕	遠目塚 弘則	平成29年7月31日
伊東よろう後援会	伊東 芳郎	主たる事務所の所在地	宮崎市大字恒久 961番地	宮崎市宮田町13-8 田崎ビル1階西	平成29年8月1日
山元つよし後援会	上野 隆二	代表者	上野 隆二	小屋敷 盛雄	平成29年8月15日

新しい高原をつくる会	永 住 五 男	主たる事務所の所在地	西諸県郡高原町大字広原 4952- 240	西諸県郡高原町大字広原 4946- 221	平成29年 8月31日
		代 表 者	永 住 五 男	丸 山 敏 彦	
		会 計 責 任 者	小 牧 朝 春	齊 藤 和 男	

3 解散届

○政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日
自由民主党宮崎県西都市第一支部	押 川 修 一 郎	押 川 亮 子	西都市大字山田1475	平成29年7月31日

○その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日
日高ちとし後援会	中 村 暁 幸	日 高 千 年	東諸県郡国富町大字木脇1218番地12	平成28年12月1日
菊地庸裕を育てる会	藤 野 吉 郎	川 越 清	宮崎市田野町乙4271	平成29年8月21日

宮崎県選挙管理委員会告示第40号

政治資金規正法（昭和23年法律第 194号）第17条第 1 項の規定により、解散した政治団体の代表者及び会計責任者から提出された収入及び支出に関する報告書の要旨は、次のとおりである。

平成29年9月14日

宮崎県選挙管理委員会委員長 吉 瀬 和 明

(政党の支部)

政治団体の名称 自由民主党宮崎県西都市第一支部

報告年月日 平成29年3月29日

(平成28年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	3,269,718円
ア 前年繰越額	1,969,702円
イ 本年收入額	1,300,016円
(2) 支出総額	730,000円

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳	
イ 寄附	
ア 寄附 (内訳別掲)	
b 法人その他の団体からの寄附	1,000,000円
オ 本部又は支部から供与された交付金に係る収入	300,000円
ア 自由民主党宮崎県参議院選挙区第一支部	300,000円
カ その他の収入	16円
ア 10万円未満のもの	16円
合 計	1,300,016円

[寄附の内訳]

イ 法人・その他の団体		
(株)伊達商事	1,000,000円	西都市
小 計	1,000,000円	

(2) 支出の内訳

イ 政治活動費	730,000円
ア 寄附・交付金	730,000円

合 計

730,000円

報告年月日 平成29年8月15日

(平成29年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	3,539,721円
ア 前年繰越額	2,539,718円
イ 本年收入額	1,000,003円
(2) 支出総額	3,539,721円

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳

イ 寄附	1,000,000円
ア 寄附 (内訳別掲)	
b 法人その他の団体からの寄附	1,000,000円
カ その他の収入	3円
ア 10万円未満のもの	3円
合 計	1,000,003円

[寄附の内訳]

イ 法人・その他の団体		
(株)伊達商事	500,000円	西都市
河野建設(株)	500,000円	児湯郡西米良村
小 計	1,000,000円	

(2) 支出の内訳

イ 政治活動費	3,539,721円
ア 組織活動費	243,200円
ア 寄附・交付金	3,296,521円
合 計	3,539,721円

(その他の政治団体)

政治団体の名称 日高ちとし後援会

報告年月日 平成29年7月27日

(平成28年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	0円
ア 前年繰越額	0円

イ 本年收入額	0円	延岡市選挙区	35,099人
(2) 支出総額	0円	日南市選挙区	15,466人
政治団体の名称	菊地庸裕を育てる会	小林市・西諸県郡選挙区	15,789人
報告年月日	平成29年8月23日	日向市選挙区	17,246人
(平成28年分)		串間市選挙区	5,425人
1 収入・支出の総額		西都市・西米良村選挙区	9,087人
(1) 収入総額	99,400円	えびの市選挙区	5,737人
ア 前年繰越額	99,400円	北諸県郡選挙区	6,903人
イ 本年收入額	0円	東諸県郡選挙区	7,730人
(2) 支出総額	0円	児湯郡選挙区	19,587人
(平成29年分)		東臼杵郡選挙区	8,132人
1 収入・支出の総額		西臼杵郡選挙区	5,910人
(1) 収入総額	99,400円		
ア 前年繰越額	99,400円		
イ 本年收入額	0円		
(2) 支出総額	0円		

宮崎県選挙管理委員会告示第41号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)は、平成29年9月1日現在次のとおりである。

平成29年9月14日

宮崎県選挙管理委員会委員長 吉瀬和明

選挙権を有する者の総数の50分の1の数 18,538人

選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数) 215,860人

宮崎県選挙管理委員会告示第42号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第80条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)は、平成29年9月1日現在次のとおりである。

平成29年9月14日

宮崎県選挙管理委員会委員長 吉瀬和明

宮崎市選挙区 111,001人

都城市選挙区 45,853人

--	--